

平成十六年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案要綱

一 平成十六年新潟県中越地震による災害を激甚災害として指定するとともに、当該災害に対し、適用すべき措置を次のとおり指定することとする。（第一条関係）

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- 3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- 4 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 5 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 6 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 7 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 8 罹^り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- 9 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

10 新潟県小千谷市、十日町市、古志郡山古志村及び北魚沼郡川口町の区域に係る激甚災害について

イ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

ロ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

二 一の4の措置について、その適用対象施設等を定めることとする。(第二条関係)